

NACCSを利用した文書による事前教示（原産地） のオンライン申請手続きについて ~名古屋税関~

原産地認定についての「文書による事前教示」は、
NACCSを利用したオンライン申請が利用できます。

NACCSの
「汎用申請業務」
を利用します



<入力事項>

○業務コード

: H Y S

○申告先税関官署

本 関 : 5 A

清水支署 : 5 M

○申請手続種別

: Z 0 2

申請前に、まずはメール
または電話でご相談くだ
さい。



名古屋税関業務部
首席原産地調査官

TEL: 052(654)4205

MAIL: nagoya-gyomu-
gensanchi@customs.go.jp

清水税関支署
原産地調査官

TEL: 054(352)6114

MAIL: nagoya-shimizu-
gensanchi@customs.go.jp



原産地認定についての

2021年10月

「文書による事前教示」のご案内

▶「文書による事前教示」とは…

輸入予定貨物の原産地を文書で照会し、**文書**で回答を受け取ることができる制度です。
事前教示の趣旨にそぐわない次のような場合を除いて、**貨物の種類や一般特惠・EPA
対象国を問わず**利用することができます。

- ・照会者やその利害関係者が、照会貨物について不申申し立て又は訴訟中である場合
- ・輸入申告中の貨物についての照会である場合

▶「文書による事前教示」のメリット✓

- ✓**円滑な輸入通関、迅速な貨物の引き取り**を期待できます。
- ✓一般特惠税率やEPA税率の適用可否を、**事前に**知ることができます。
→原価計算の確実性を高め、販売計画を立てやすくなります。
- ✓回答内容は、3年間、全国の税関における通関審査の際に**尊重されます**。
(口頭照会との大きな違い!)
- ✓輸入申告書類の一部を**提出省略**できます。
自己申告制度を利用する場合、事前教示回答書の番号を輸入申告書に記載することにより、原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書及び同確認書類)の提出を省略することができます。
- ✓原産地証明書の**不備に備える**ことができます。
例えば、取得した原産地証明書にHS番号相違等の不備があると、原則「無効」になってしまいますが、あらかじめ「文書による事前教示」を受けている場合には、有効な証明書として取り扱われます。



▶こんなことになる前に!



*** お気軽にお問合せください ***
名古屋税関 業務部 首席原産地調査官
〒455-8535 名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎 8階
TEL: 052-654-4205 FAX: 052-654-4184
e-mail: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
または、名古屋税関清水税関支署 原産地調査官
〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町 9-1
TEL: 054-352-6114 FAX: 054-352-6136
e-mail: nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp

